

市内の飲食店を応援します！！

新型コロナウイルス感染症対応

「おうちでひたちごはん」 利用促進事業のご案内

ポイント

- テイクアウト・デリバリーの**利用料の半額**を市が負担！！
- 店舗で利用できる**チケットを18歳以下の子ども（約25,000人）に無料配布・市民向けに販売し、飲食店等の利用を応援！！**

対象となる事業者さん

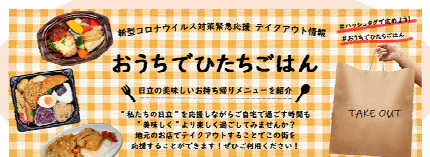
- 次の要件を全て満たし、**事業に参加いただける事業者さん**
 - 1 会議所ホームページ「おうちでひたちごはん」に登録していること
 - 2 各事業者が調理・製造・加工した飲食物を販売すること等（裏面参照）

その①「半額キャンペーン」（半額分を市が負担）

テイクアウト・デリバリーの利用があった際に、利用料（商品購入額）の一部を、市が負担します。（飲食店等応援チケットとの併用が可能です）

利用率 UP！！

テイクアウト・デリバリーのできる市内の店舗



（会議所ホームページ）

会計ごとに
50%OFF！！

この割引分（最大50万円/事業者）
を、市が負担します！！

50%OFFで購入できる！！

加盟店での
テイクアウト・デリバリーの利用



利用者
（市内外を問わず何方でも）

その② 参加店舗限定「応援チケット」

参加店舗限定で利用できる「飲食店等応援チケット」を、市内にお住いの**18歳以下の子ども全員**に無料で配布します（一人当たり3,000円、約25,000人。）。また、一般の方へは、5,000円分のチケットを販売（レジかごバック進呈）し、多くの親子・市民が**参加店舗を利用する機会を創出**します（①半額キャンペーンとの併用可）。



チケット販売

チケット無料配布



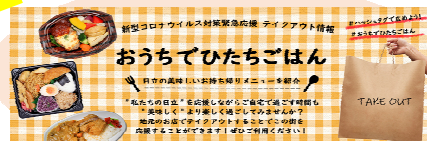
18歳以下の子ども



一般の方 市職員

加盟店でチケット利用！！

テイクアウト・デリバリーのできる市内の店舗



裏書（店判押印）した使用済み
チケットと換金！！

- ※ 参加いただく際は、上記①、②両方にご協力いただきます（いずれか片方のみは不可）
- ※ 申請・報告等の手続が必要となります。
- ※ 割引に対する支援金は、初めに20万円をお振込みし、この額に到達後、追加で20万円をお振込み、残りの10万円は精算払いとなります（残金が生じた場合は返還）。
- ※ チケットは後日、裏書（店判押印）したものを提出いただき、換金します。

「おうちでひたちごはん」利用促進事業への参加要件等

対象事業者	1 会議所ホームページ「おうちでひたちごはん」に登録していること 2 各事業者において、調理・製造等をした飲食物を販売すること ※ 調理・製造等に必要な、食品衛生法等に関する許可（飲食店営業、各種製造業等）を受けていること。 【対象とならない事業者】 コンビニ、スーパー、他から仕入れた飲食料品のみを販売する事業者、ファストフード店等（申請後、事務局での審査があります） ○「おうちでひたちごはん」に登録していても、今回の促進事業「割引・応援チケット」への参加を希望されない場合は、申請書の提出は必要ありません。
事業期間	令和2年5月25日(月)から令和2年8月31日(月)まで ※ 会議所ホームページへの登録・このプログラムへの参加は随時募集 ただし、申込期限は令和2年7月31日（金）まで（予定）
補助限度額	上限50万円／事業者（複数店舗を経営していても上限額は同じです）
支援金・チケットの換金方法	割引に対する支援金は、初めに20万円をお振込みし、この額に到達後追加で20万円をお振込み、残りの10万円は精算します（残金は返還）。 また、チケットは、後日、事務局に提出いただき換金します（ご指定の口座へ振込）。
値引き販売利用状況の確認	① 利用者がQRコードから電子メールにて利用実績を報告 ② 店舗に備え付けの専用用紙にサイン → 店舗から報告
応援チケット	【販売用】1セット 5,000円分（500円券 × 10枚）＋レジカゴバッグ 【無料配布】1セット3,000円分（500円券 × 6枚）
チケット販売場所	日立市役所、日立商工会議所等

注意事項

- この事業は、日立商工会議所ホームページ「おうちでひたちごはん」に登録いただいている飲食店等の事業者さんの中で、**ご協力いただける方が対象**となります。
- 「半額キャンペーン」と「飲食店等応援チケット」の両方にご協力いただきます（片方のみは不可）。
- 商品を半額にすることで「より購入しやすくなる＝お店の利用を促進」することが目的です。
- 子育て世帯をはじめ、市民の皆さんに、それぞれのお店や飲食物の魅力を知ってもらうことで、コロナウイルス収束後も、引き続きご利用いただけるようPRも兼ねています。
- 半額（値引き分）に対する、市からの支援金（総額・上限50万円）は、段階的に**概算**でお渡ししますが給付金ではないため、事業期間終了後、支援金の上限まで到達しなかった場合には、お渡し済**支援金の残金は返還**していただきますのでご注意ください。
- **応援チケットは後日換金**となります（一定程度集まった段階で、ご提出をお願いします）。

問合せ先

日立市地元買物推進委員会事務局（日立市産業経済部商工振興課内）

〒317-8601

茨城県日立市助川町1丁目1番1号

電話：0294-22-3111 内線775 IP電話：050-5528-5104 E-mail：shoko@city.hitachi.lg.jp